

広島県訓令第第八号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後			改正前		
別表第三（第八条関係）			別表第三（第八条関係）		
局課の 区分	局長専決事項	課長専決事項	局課の 区分	局長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林水 産局	(略)	(略)	農林水 産局	(略)	(略)
森林保 全課	一 広島県土砂 の適正処理に 関する条例（ 平成十六年広 島県条例第一 号）第十一号 第二項の規定 による氏名等 の公表	一―三 (略)	森林保 全課	二 広島県土砂 の適正処理に 関する条例（ 平成十六年広 島県条例第一 号）に基づく 知事の権限の うち、次に掲 げるもの (一) 第十四号 第二項、第 三十一号第 三項又は第 三十四号第 二項の規定 による氏名 等の公表 (二) 第十六号 の規定によ る土砂埋立 行為の許可 （土砂埋立 区域の面積 が十平方 メートル未 満のものに 限る。）及 び当該許可 に係る第二 十一号の規 定による条	一―三 (略)
				四 広島県土砂の適 正処理に関する条 例に基づく知事の 権限のうち、次に 掲げるもの (一) 第二十条第一 項の規定による 土砂埋立行為の 変更の許可及び 当該許可に係る 第二十一条の規 定による条件の 設定 (二) 第三十条第一 項の規定による 土砂埋立行為の 全部の譲受けの 許可及び当該許 可に係る第二十 一条の規定によ る条件の設定	

備考 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第三十一号）の規定による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であつて、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱いについては、この訓令による改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

件の設定
 (三) 第三十三
 条第一項の
 規定による
 土砂搬入禁
 止区域の指
 定及び第三
 十五条の規
 定による土
 砂搬入禁止
 区域の指定
 の解除
 (四) 第四十二
 条第二項の
 規定による
 公示